

志摩市中小企業経営向上支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、志摩市小規模企業・中小企業振興基本条例(令和6年志摩市条例第30号)第4条第1項の規定に基づき、同条例第1条に規定する小規模企業・中小企業(以下「小規模企業・中小企業」という。)の経営力強化並びに事業の拡大及び振興を促進することで、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与するため、予算の範囲内で志摩市中小企業経営向上支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、志摩市補助金等交付規則(平成16年志摩市規則第60号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件のいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事業所のある小規模企業・中小企業であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、三重県中小企業・小規模企業振興条例(平成26年三重県条例第5号)第16条に規定する三重県版経営向上計画(以下「経営向上計画」という。)の発展段階のうちステップ2以上の認定を受け、これに基づき当該年度内に実施する事業とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生産性向上事業 企業の効率化、品質向上、コスト削減等を通じて、生産性を高める事業
- (2) 商品開発・販路開拓事業 新しい製品やサービスを生み出すこと、並びに既存及び新規の製品やサービスを市場に広げ、売上を拡大することを目的とした事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助率及び補助の上限額は、別表第3に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数が生じたときは、こ

れを切り捨てるものとする。

- 3 この要綱による補助金は、補助対象者の1つの経営向上計画につき1回限りとする。ただし、当該経営向上計画を変更した場合においては、新たな経営向上計画として取り扱うものとする。
- 4 同一年度における補助金の交付回数は、1事業者につき1回とする。
- 5 この要綱による補助金は、志摩市三重県版経営向上計画実施支援補助金交付要綱(平成31年志摩市告示第59号)の規定による補助金の交付を受けた計画と同一の計画に対しては交付しない。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、志摩市中小企業経営向上支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、補助対象事業の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 経営向上計画認定書の写し
- (2) 経営向上計画の内容が分かる書類の写し
- (3) 経費内訳書(様式第2号)
- (4) 補助対象経費の内容が確認できる見積書等の写し
- (5) 事業所の改修工事費を対象経費として計上する場合は、工事の内容が確認できる図面及び現況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、第1項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、当該申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に対して、志摩市中小企業経営向上支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助対象事業の変更の承認申請)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助金交付決定者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするとき、又は補助対象事業を廃止しようとするときは、志摩市中小企業経営向上支援補助金変更(廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
 - (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該補助対象事業の目的及び補助対象経費の変更を伴わない軽微な変更を除く。
- 2 補助金交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の申請書の提出があったとき、又は前項の報告があったときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。
- 4 前項の規定により補助金の交付の決定を変更したときは、規則第7条第4項に規定する補助金等変更交付決定通知書により当該補助金交付決定者にその旨を通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金交付決定者は、補助対象事業の完了した日から起算して30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、志摩市中小企業経営向上支援補助金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 支出内訳書(様式第6号)
- (2) 対象経費の支払を証明する書類(請求書、銀行振込受領書等の支払証明)
- (3) 成果の確認できる書類(購入物、成果物等が写っている写真又は報告書等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第10条に規定する補助金等交付

確定通知書によりその旨を当該補助金交付決定者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、規則第14条第2項に規定する補助金等返還命令書によりその全部又は一部の返還を命じることができる。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助金交付決定者は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第7号)によりその旨を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(関係書類の整備)

第13条 補助金交付決定者は、補助対象事業に係る関係書類を整備して、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

生産性向上事業(補助対象経費区分)
機械装置等購入費、機械装置等設置費、店舗等改修費

別表第2(第4条関係)

商品開発・販路開拓事業(補助対象経費区分)
備品等購入費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、借料

別表第3(第5条関係)

種別	補助率	上限額
----	-----	-----

生産性向上事業	補助対象経費の3分の1	20万円
商品開発・販路開拓事業	補助対象経費の2分の1	10万円